令和3年8月19日 福祉環境常任委員会資料 市民協働部加古川市民センター

専決処分関係資料 (損害賠償の額を定めること及び和解のこと)

1 事故発生日時 令和3年6月28日(月)午後1時45分頃

2 事 故 発 生 場 所 加古川市加古川町木村 1 9 6 番地の 3 加古川こども園敷地内駐車場

3 損害賠償の相手方 加古川市在住 個人

4 事 故 の 概 要 職員が当該園の駐車場に駐車する為に、公用車を後退させていた ところ、車両後部が駐車中の相手方車両に接触し相手方車両の一部 を損傷した。

5 損害の程度 相手方物的損害 フロントバンパー、ナンバープレート

専決日:令和3年8月10日 示談成立日:同年8月10日

7 損害賠償の額 149,435円

8 予 算 措 置 等 当該事故に関する損害賠償金149,435円については、本市 と公益社団法人全国市有物件災害共済会との共済委託契約に基づき 同会より相手方に支払われる。